

自家用車活用事業実施に向けた桐生市からの申し出について

桐生市内において、タクシー事業者が自家用車活用事業（日本版ライドシェア）を全ての曜日で実施するため、桐生市から国土交通省関東運輸局群馬運輸支局に申出書を提出しました（8/19現在関東運輸局管内初）。

- 申し出内容 ① タクシーが不足している地域
桐生市（桐生市内で完結する輸送及び桐生市を発地とする輸送に限る）

- ② タクシーが不足する曜日、時間帯及び不足車両数

曜日	時間帯	不足車両数
月曜日～日曜日	0時～14時	5台
月曜日～木曜日及び日曜日	17時～24時	5台
金曜日、土曜日	17時～24時	10台

- 提出日 令和6年8月19日

- 申し出理由 タクシードライバーの減少に伴い、本市では深刻なタクシー不足が発生しています。タクシー事業者も新たなドライバー確保に努めていますが、第2種免許所有者や免許取得意思のある方の採用が進まないことから、新たな交通手段の確保に向け、タクシー事業者の管理下で一般ドライバーを活用して行う「自家用車活用事業」を全ての曜日（※）で導入するためです。

※ 国が指定した東京・神奈川等の12地域以外では、「金・土曜日の16時台から翌5時台」に限定してタクシー事業者は自家用車活用事業を実施できるが、営業区域内の自治体がタクシー不足車両数を申し出た場合は、特定の曜日及び時間帯での事業実施が認められる。（別添1参照）

- その他 自家用車活用事業（日本版ライドシェア）について【別添1】
今後のスケジュール【別添2】



【問い合わせ】
共創企画部交通ビジョン推進室
担当 古川
TEL 0277-46-1111（内線386）

自家用車活用事業（日本版ライドシェア）について

自家用車活用事業（日本版ライドシェア）とは、第2種運転免許を持たない一般ドライバーが、タクシー会社の運行管理を条件に、自家用車等を活用して有償で運送サービスを行うもので、令和6年4月から事業が開始されました。

○実施可能区域

1. 国が配車アプリデータに基づき不足車両数と時間帯等を算出し指定した区域

4月解禁当初：4区域

東京（特別区・武三）、神奈川（京浜）、愛知（名古屋）、京都（京都市域）

4月中：8区域

札幌交通圏、仙台市、県南中央圏（埼玉）、千葉交通圏、大阪市域交通圏

神戸市域交通圏、広島交通圏、福岡交通圏

2. 上記1以外の地域

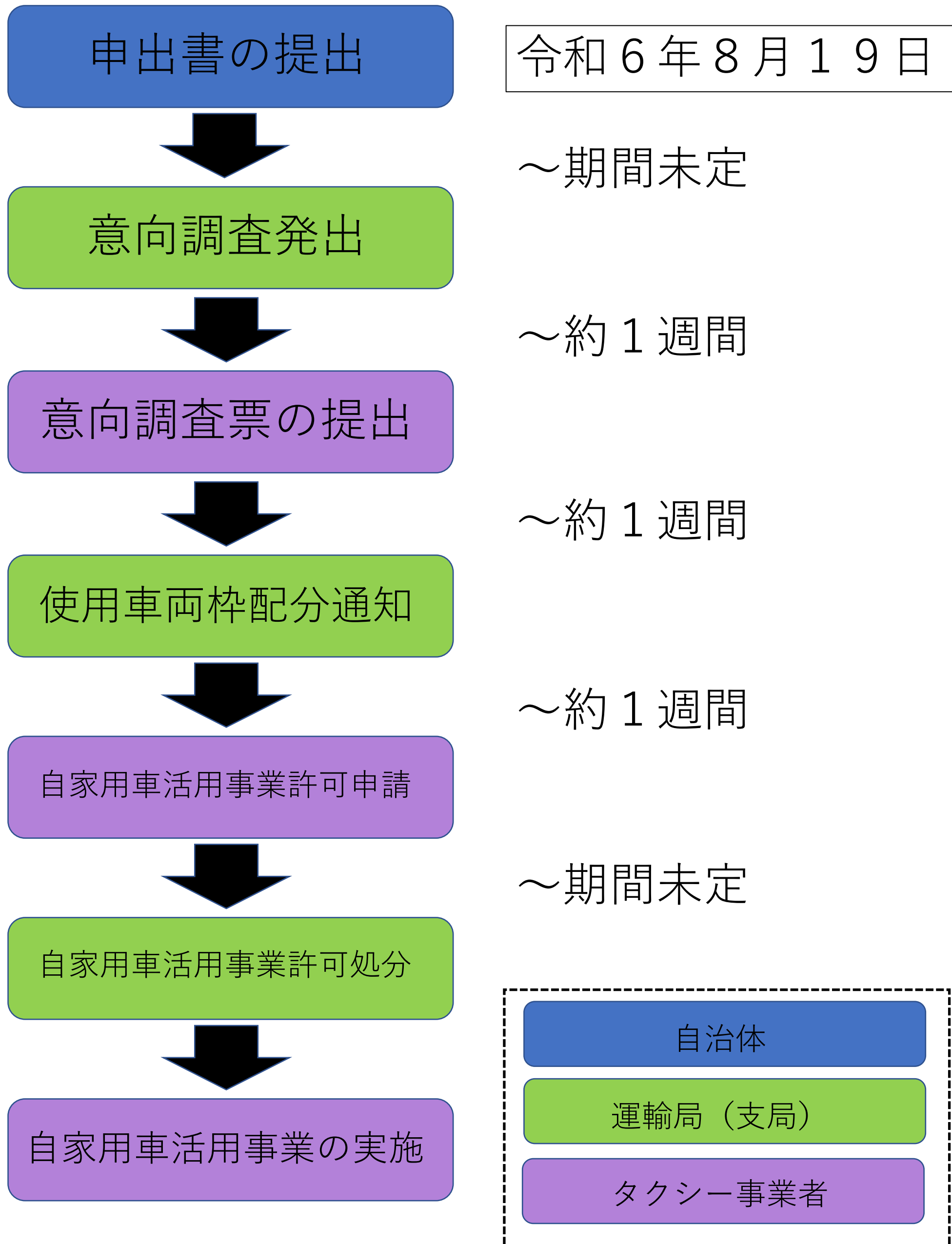
簡便な方法により不足車両を算出し、タクシー事業者に実施意向がある場合は、4月以降順次開始。

① 上記の「簡便な方法」として、金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該営業区域内のタクシー車両数の5%を不足車両とみなす。

② 上記①に限らず、営業区域内の自治体が、特定の曜日及び時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は、その内容を不足車両とみなす。

本日発表の申し出は、上記2-②に基づくものになります。

自家用車活用事業実施までのスケジュール



※自治体による申し出は関東運輸局管内では事例がないため、上記内容に要する期間は目安です。